

〔協定加盟事業所からの事業所紹介〕

東海ノア協力協定加盟事業所間の相互理解を図ることを目的に、安全活動への取組状況等について加盟事業所からの紹介記事を掲載します。

— ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ — ∞ —

『東海センターの安全活動状況等について』

日本照射サービス株式会社
東海センター

1. はじめに

当社は、住友金属鉱山(株)の子会社として1996年に設立され、コバルト 60 密封線源を利用したガンマ線照射施設及び電子線照射施設を用いて、医療機器、理化学器材、食品容器・包装材料、医薬品、化粧品原料、衛生材料、実験動物用飼料などの殺菌・滅菌及び電子部品などの工業材料の改質等の広範囲な受託照射サービスを実施しております。

2. 労働安全衛生活動

当社東海センターは労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を導入し、労働災害の潜在的危険性の低減、社員の健康の増進及び快適な職場環境形成の促進を図っています。

総括安全衛生管理者より労働安全衛生マネジメントシステムを推進するための「安全衛生方針」が表明され、この方針に沿った「年間の安全衛生目標・実施計画書」を策定し、業務ライン毎に危険予知（KY）活動、リスクアセスメント活動、健康管理、交通安全等の安全衛生活動を展開しています。

リスクアセスメント活動については、リスクアセスメント手順に従い、危険有害要因の洗い出し、リスクの評価、リスク低減対策、効果確認を行ない、労働災害リスクの低減を図っており、過去に実施したリスク低減対策が現在も有効に維持・管理されていることも確認しています。

3. 放射線安全管理

(1)安全管理体制

放射性同位元素（コバルト 60 密封線源）及び放射線発生装置（電子線加速器）の取り扱い等に関しては、「放射線障害予防規程」に基づき、所長、放射線取扱主任者、放射線管理責任者及び施設管理者から構成される管理体制に従って、放射線障害の防止を図っています。

(2)放射線障害防止

1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月及び 12 ヶ月の頻度でガンマ線照射施設及び電子線照射施設の点検・保守を実施しています。

万が一これら施設で放射線被ばく事故が発生した場合は重篤な災害となる可能性があるため、管理区域入退域のルール徹底や国内外の放射線施設における被ばく事故例の教育を行うとともに、被ばく事故防止用の多重インターロックシステムの維持・管理に万全を期しています。

(3)改正 RI 法への対応

本年 9 月に施行される改正 RI 法においては、防護措置の義務化、防護管理者の選任など RI の防護に関する要求が強化されています。

これを受け防護設備の設置、規程類の制定・改正などハード・ソフトの両面より防護体制の強化を図っているところです。

4. 緊急時対応とリスク管理

火災あるいは放射性物質の漏洩等の非常事態発生時には事故対策組織を立ち上げて対応します。事故対策組織活動を迅速かつ円滑に行うとともに、社員の防災意識の高揚を図るため、火災を想定した退避・消火・通報連絡訓練等を年 3 回実施しています。また、年 1 回の頻度でコバルト 60 密封線源の破損を想定した訓練を実施し、放射線モニタリング、汚染拡大防止措置、社内外への通報連絡・支援要請等を確認しています。夜間・休日に非常事態が発生した場合には一斉メールにより社員が招集されます。

5. 従業員に対する教育訓練

放射線障害防止法、労働安全衛生法、消防法、安全協定、東海ノア協定、環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステム、リスクマネジメントシステム等で規定されている教育内容に従って年間教育訓練計画を策定し、ほぼ月 1 回の頻度で教育訓練を実施しています。

教育訓練終了後は全員を対象として理解度を確認する試験を行っています。

今後も安全を最優先とし事業活動に取り組んで参りますので、地域の皆様並びに関係各機関の方々のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上